

（固体燃料を使用する器具）

第 20 条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

（う）（か）

（1） 火ばちにあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。（う）

（2） 置きごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。（う）

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第 1 項第 1 号から第 9 号までの規定を準用する。（う）

【解説】

本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する器具の取扱いについて規定している。具体的には、火ばち、置きごたつ、練炭こんろ、七厘、バーベキューこんろ等の移動式こんろや石炭ストーブ等が該当する。ただし、煙突が接続されている石炭ストーブについては、第 5 条のストーブとして規制される。

なお、固体燃料使用器具等の建築物及び可燃性の物品からの離隔距離は、表 20-1 によること。

1 第 1 項第 1 号は、固体燃料を使用する火ばちについて、底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。そのためには、火ばちの底部に遮熱のために空間をとるか、又は砂、灰等を入れる方法があるが、火ばちの真下の床、畳又は台に手がふれても熱く感じない程度を目安とすべきである。

2 第 1 項第 2 号は、固体燃料を使用する置きごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規定である。固体燃料に限定したのは、電熱使用のものにあっては通常下面への伝熱防止がなされているためである。固体燃料としては、通例多く用いられる木炭、たどん等を主たるものとして考えている。

なお、火入れ容器の底部に脚を設けるなど通気性をもたし遮熱措置がしてあるもの、又は不燃材料で造った遮熱板等が設けられているものなどで、使用中に可燃物表面の温度が 100 度以上にならない構造のものは、第 23 条の 2 を適用し、金属以外の不燃材料で造った台の上で使用しなくてもよいものとして取り扱う。

3 第 2 項は、固体燃料を使用する器具の取扱上の基準について、第 19 条の基準の一部を準用する規定である。

表 20－1

火気設備等又は火気器具等の種別	離隔距離（単位：センチメートル）				
	入力	上方	側方	前方	後方
移動式ストーブ	—	100	50 (注 6)	50 (注 6)	50 (注 6)
移動式こんろ	—	100	30	30	30

※（注 6） 方向性を有するものにあつては、100 センチメートルとする。